



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年6月21日火曜日 第1669号

◇ 目次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....	653
告 示	
特約業者の指定の取消し.....	653
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	653
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	660
医療機関の指定.....	662
指定医療機関の名称の変更.....	662
指定医療機関の廃止の届出.....	662
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	663
市営土地改良事業の施行の同意.....	663
土地改良事業の工事完了の届出.....	663
保安林予定森林にする旨の通知.....	663
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	664
開発行為に関する工事の完了.....	664

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	665
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	665

規 則

○愛媛県規則第54号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表1 1の項(2)イ中「2,433,000円」を「2,385,000円」に改め、同項(2)中力をキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

別表1 6の項ウ中「519,000円」を「510,000円」に改め、同表8の項ア中「喪失又はき損し」を「喪失し又は損傷し」に、「及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）」を「（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高

等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）」に、「行なう」を「行う」に改め、同項ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 教科書代

小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費
別表1 8の項ウ(イ)に次のように加える。

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第1274号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
竹芳水産有限会社 代表取締役 竹田玲子	南宇和郡愛南町久良135	平成17年 6月17日

○愛媛県告示第1275号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸住製紙株式会社
四国中央市川之江町826番地
代表取締役社長 星川 一治
- 事業場の名称及び所在地
丸住製紙株式会社大江工場
四国中央市川之江町4085番地
- 特定施設に関する事項

(1) 原料浸せき施設 (溶解パルパー)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第23号 イ原料浸せき施設	
特定施設の能力	1日当たり500トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	0~24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 330
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 汚水等の発生はない。全量抄紙機へ持ち込む。

(2) 蒸解釜

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 二蒸解施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11.0 最大 10.0~12.0

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 750 最大 830
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 65 最大 72
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 4.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 7,500 最大 7,500

備考 希黒液は全量蒸解廃液濃縮施設へ持ち込む。

(3) No.1~No.6 蒸発缶

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 水蒸解廃液濃縮施設	
特定施設の能力	1日当たり7,500トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,300
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 260 最大 290
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 35
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 18
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,600 最大 1,600

備考 希黒液は濃縮後、回収ボイラーへ持ち込み燃料として使用する。

(4) KPパルプ洗浄機 (No.1)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ヘパルプ洗浄施設
----------	---------------------

特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 340 最大 370
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 240 最大 260
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.4 最大 4.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 洗浄排水は蒸解釜とブロータンクで再利用する。

(5) K Pバルブ洗浄機(No.2)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ヘバルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 260 最大 290

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	180
	最大	200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.3 最大 3.6
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.8 最大 2.0	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 洗浄排水はK Pバルブ洗浄機(No.1)にて再利用する。

(6) K Pバルブ洗浄機(No.3-1)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ヘバルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 350
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11,750 最大 11,750	

備考 汚水は全量、酸素活性汚泥処理設備にて処理する。

(7) K Pバルブ洗浄機(No.3-2)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ヘバルブ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	

工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 310
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 180
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11,750 最大 11,750	

備考 汚水は全量、酸素活性汚泥処理施設にて処理する。

(8) K Pパルプ洗浄機 (No.3 - 3)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ヘパルプ洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 330

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	180
	最大	200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.3
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	2.0
	最大	2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0
	最大	0

備考 洗浄排水はK Pパルプ洗浄機 (No.3 - 1) にて再利用する。

(9) 酸素リアクター

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ト漂白施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 340 最大 370
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 240 最大 260
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.4 最大 4.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0
	最大	0

備考 汚水等の発生はない。全量次の工程へ持ち込む。

(10) オゾン、二酸化塩素漂白タワー

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ト漂白施設及びダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号。)別表第2第1号 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
----------	---

特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.6 最大 2.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 1.5
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 汚水等の発生はない。全量次の工程へ持ち込む。

(11) アルカリ、過酸化水素漂白タワー

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ト漂白施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0 最大 8.0~10.0

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 汚水等の発生はない。全量次の工程へ持ち込む。

(12) 二酸化塩素漂白タワー

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 ト漂白施設及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2第1号 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
特定施設の能力	1日当たり700トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 220
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 120
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 1.5
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 汚水等の発生はない。全量次の工程へ持ち込む。

(13) パルプ抄造施設(カミール)

特定施設の種 類	政令別表第1第23号 チ抄造施設	
特定施設の能力	1日当たり400トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年8月1日	
工事の完成予定年月日	平成19年6月1日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	0~24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 330
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 0	

備考 汚水等の発生はない。全量次の工程へ持ち込む。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設(標準活性汚泥処理施設)

設 置 年 月 日	昭和54年11月20日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理+物理処理
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥+凝集沈澱
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ば っ き 槽:縦 19メートル 横 21.5メートル 高さ 7.45メートル 凝集沈澱槽:直径 65メートル 高さ 5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり155,500立方メートル
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥+凝集沈澱
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 545 最大 545	通常 53 最大 53
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,408 最大 1,408	通常 23 最大 23
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.2 最大 15.2	通常 0.5 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.6 最大 2.6	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 100,800 最大 100,800	通常 100,800 最大 100,800	通常 100,800 最大 100,800

備考 処理後の汚水等は、一部を砂ろ過処理する。

(2) 既設(酸素活性汚泥処理施設)

設 置 年 月 日	平成14年3月20日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥+凝集沈澱		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ば っ き 槽:縦 12.5メートル 横 12.5メートル 高さ 8メートル 凝集沈澱槽:直径 23メートル 高さ 6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30,000立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥+凝集沈澱		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 338 最大 338	通常 48 最大 48
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 524 最大 524	通常 27 最大 27
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.3 最大 5.3	通常 0.7 最大 0.7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.0	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30,000 最大 30,000	通常 30,000 最大 30,000	

備考 処理後の汚水等は、一部を砂る過処理する。

(3) 既設(砂る過処理施設)

設置年月日	昭和54年11月20日		
処理施設の種別	物理処理		
処理施設の型式	砂る過		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	直径 5メートル 高さ 6.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり41,000立方メートル		
汚水等の処理の方式	砂る過		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 52 最大 52	通常 49 最大 49
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24 最大 24	通常 21 最大 21
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 0.6

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 40,800 最大 40,800	通常 40,800 最大 40,800

備考 処理後の汚水等は、一部を再利用する。

(4) 既設(pH調整混合槽)

設置年月日	昭和54年11月20日		
処理施設の種別	物理処理		
処理施設の型式	pH調整		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 1.33メートル 横 1.33メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり152,800立方メートル		
汚水等の処理の方式	pH調整+混合		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 51 最大 51	通常 72 最大 70
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 42 最大 35
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 17
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 1
	ダイオキシン類含有量(単位1リットルにつきピコグラムTEQ)	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 104,000 最大 104,000	通常 34,500 最大 34,500	通常 138,500 最大 138,500

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 56.5 最大 70
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 28 最大 35
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 17
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.002 最大 1
	ダイオキシン類含有量（単位1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 138,500 最大 138,500

備考 この他に、雨水、清水、生活排水口が17箇所ある。

○愛媛県告示第1276号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸住製紙株式会社
四国中央市川之江町 826 番地
代表取締役社長 星川一治
- 事業場の名称及び所在地
丸住製紙株式会社大江工場
四国中央市川之江町4085番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号へ及びチ、第63の3号並びに第74号
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第16号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の汚染状態及び量の変更
- 特定施設に関する事項
特定施設から排出される水の処理施設

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.3	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 61 最大 70	通常 56.5 最大 70
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 28 最大 35	通常 28 最大 35
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 17	通常 0.6 最大 17
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.002 最大 1	通常 0.002 最大 1
	ダイオキシン類含有量（単位1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 138,500 最大 138,500	通常 138,500 最大 138,500

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設（標準活性汚泥処理施設）

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 538 最大 538	通常 50 最大 50	通常 545 最大 545	通常 53 最大 53
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,314 最大 1,314	通常 21 最大 21	通常 1,408 最大 1,408	通常 23 最大 23
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 19.2 最大 19.2	通常 0.5 最大 0.5	通常 15.2 最大 15.2	通常 0.5 最大 0.5
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 3	通常 0.002 最大 0.002	通常 2.6 最大 2.6	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシン類含有量（単位1リットルにつきピコグラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 99,300 最大 99,300	通常 99,300 最大 99,300	通常 100,800 最大 100,800	通常 100,800 最大 100,800

(2) 既設（酸素活性汚泥処理施設）

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 8.0	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.0	通常 7.0 最大 8.3
	化学的酸素 要求量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 468 最大 468	通常 37 最大 37	通常 338 最大 338	通常 48 最大 48
	浮遊物質 量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 1,727 最大 1,727	通常 35 最大 35	通常 524 最大 524	通常 27 最大 27
	窒素含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 10 最大 10	通常 0.4 最大 0.4	通常 5.3 最大 5.3	通常 0.7 最大 0.7
	りん含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 2.1 最大 2.1	通常 0.001 最大 0.001	通常 2.0 最大 2.0	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシ ン類含有 量（単 位1リット ルにつき ピコグ ラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 30,000 最大 30,000	通常 30,000 最大 30,000	通常 30,000 最大 30,000	通常 30,000 最大 30,000

(3) 既設（砂ろ過処理施設）

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3
	化学的酸素 要求量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 47 最大 47	通常 45 最大 45	通常 52 最大 52	通常 49 最大 49
	浮遊物質 量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 24 最大 24	通常 22 最大 22	通常 24 最大 24	通常 21 最大 21
	窒素含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 0.6
	りん含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシ ン類含有 量（単 位1リット ルにつき ピコグ ラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 40,800 最大 40,800	通常 40,800 最大 40,800	通常 40,800 最大 40,800	通常 40,800 最大 40,800

(4) 既設（pH調整混合槽）

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3	通常 7.0 最大 8.3
	化学的酸素 要求量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 47 最大 47	通常 104 最大 104	通常 61 最大 70	通常 51 最大 72
	浮遊物質 量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 24 最大 24	通常 39 最大 39	通常 28 最大 35	通常 23 最大 42
	窒素含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.5 最大 0.5	通常 0.9 最大 0.9	通常 0.6 最大 1.7	通常 0.6 最大 0.6
	りん含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 1	通常 0.002 最大 0.002
	ダイオキシ ン類含有 量（単 位1リット ルにつき ピコグ ラムTEQ）	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7	通常 0.3 最大 0.7
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 104,000 最大 104,000	通常 34,500 最大 34,500	通常 138,500 最大 138,500	通常 104,000 最大 34,500
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 104,000 最大 104,000	通常 34,500 最大 34,500	通常 138,500 最大 138,500	通常 104,000 最大 34,500

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

		変更前		変更後	
汚水等の汚 染状態の値	項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0	最大 5.8~8.3	通常 7.0	最大 5.8~8.3
	化学的酸素 要求量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 61	最大 70	通常 56.5	最大 70
	浮遊物質 量（単 位1リットル につきミ リグラム）	通常 28	最大 35	通常 28	最大 35
	窒素含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.6	最大 1.7	通常 0.6	最大 1.7
	りん含有 量（単 位1リット ルにつき ミグラム）	通常 0.002	最大 1	通常 0.002	最大 1
	ダイオキシ ン類含有 量（単 位1リット ルにつき ピコグ ラムTEQ）	通常 0.3	最大 0.7	通常 0.3	最大 0.7
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 138,500	最大 138,500	通常 138,500	最大 138,500

備考	この他に、雨水、清水、生活排水口が22箇所ある。	この他に、雨水、清水、生活排水口が17箇所ある。
----	--------------------------	--------------------------

○愛媛県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
上島町高井神へき地出張診療所	上 島 町	越智郡上島町魚島2番耕地130番地	平成16年10月1日
くろみつ眼科	医療法人くろみつ眼科	新居浜市高木町4番7号	平成17年5月1日

とみす薬局	株式会社メディック・ユ一	大洲市東大洲7-1	平成17年6月1日
ワタキュー薬局東大洲店	株式会社フロンティア	大洲市田口甲87-1	平成17年5月11日
おがた薬局	有限会社おがた薬局	大洲市若宮496番地2	平成17年2月1日
渡部歯科医院	渡 部 玲	西条市丹原町池田1800番地	平成16年9月27日
山口クリニック	山 口 康 男	四国中央市川之江町1640-1	平成17年6月1日
井上産婦人科医院	医療法人薫風会	四国中央市三島中央四丁目4-4	平成10年2月1日
はなレディースクリニック	医療法人ドリームバース	東温市志津川1927番地1	平成17年6月1日

○愛媛県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
愛媛県今治中央保健所	愛媛県今治保健所	愛媛県	今治市旭町一丁目4-9	平成17年4月1日
愛媛県八幡浜中央保健所	愛媛県八幡浜保健所	愛媛県	八幡浜市北浜一丁目3番37号	平成17年4月1日
愛媛県西条中央保健所	愛媛県西条保健所	愛媛県	西条市喜多川796番地の1	平成17年4月1日
愛媛県伊予三島保健所	愛媛県四国中央保健所	愛媛県	四国中央市三島宮川四丁目6-53	平成16年4月1日
井上産婦人科医院	いのうえレディースクリニック	医療法人薫風会	四国中央市三島中央四丁目4-4	平成17年4月1日

○愛媛県告示第1279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
高井神へき地出張診療所	魚 島 村	越智郡魚島村2番耕地130番地	平成16年10月1日
愛媛県松山中央保健所久万支所	愛 媛 県	上浮穴郡久万高原町久万571-1	平成17年4月1日
伊方町国民健康保険加周診療所	伊 方 町	西宇和郡伊方町二見甲1229番地	平成11年4月1日
愛媛県宇和島中央保健所御荘支所	愛 媛 県	南宇和郡愛南町御荘平城3048	平成17年4月1日
保内町国民健康保険磯津診療所	保 内 町	八幡浜市保内町磯崎1528番地4	平成11年5月1日

愛媛県新居浜保健所	愛 媛 県	新居浜市本郷三丁目1番5号	平成17年4月1日
くろみつ眼科	黒 光 正 三	新居浜市高木町4-7	平成17年5月1日
渡部歯科医院	渡 部 哲 三	西条市丹原町池田1800番地	平成16年9月27日
愛媛県西条中央保健所丹原支所	愛 媛 県	西条市丹原町池田1611	平成17年4月1日
緒方薬局	緒 方 勝 昭	大洲市若宮496	平成17年2月1日
愛媛県大洲保健所	愛 媛 県	大洲市田口甲425の1	平成17年4月1日
愛媛県松山中央保健所伊予支所	愛 媛 県	伊予市米湊269番地	平成17年4月1日
井上産婦人科医院	井 上 由 之 助	四国中央市三島中央四丁目4-4	平成10年1月31日
そうごう薬局伊予三島店	総合メディカル株式会社	四国中央市三島金子一丁目8-9	平成17年5月1日

愛媛県八幡浜中央保健所宇和支所

愛 媛 県

西予市宇和町卯之町四丁目445

平成17年4月1日

愛媛県八幡浜中央保健所野村支所

愛 媛 県

西予市野村町野村12-635

平成17年4月1日

○愛媛県告示第1280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Row 1: 家具のニシオカ谷町店, 松山市谷町甲148-1外, 荷さばき施設の位置及び面積, 141.9平方メートル, 123.1平方メートル, 平成18年2月4日, 平成17年6月2日. Row 2: 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻, 午前10時から午後8時まで, ユー・ファクトリー(株) 24時間 (株)メディコ二十一 午前10時から午後8時まで, 平成17年6月3日. Row 3: 来客が駐車場を利用することができる時間帯, 午前9時45分から午後8時15分まで, 24時間.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鈍川フモト井手地区）の施行に平成17年6月13日同意した。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 土地改良事業の施行に係る地域, 土地改良事業の工事の完了年月日. Row 1: 基盤整備促進事業（農業用排水施設）, 下泊地区, 平成17年3月10日.

○愛媛県告示第1283号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字西ノ畦癸180、癸181の1、癸181の4、癸183の1、癸183の2、癸188の2、字小谷癸189の1、癸190の1、癸190の2、字城ノ下癸197の1、癸200、癸204の2、癸204の6

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ畦癸180・癸181の1・癸188の2・字小谷癸189の1・字城ノ下癸197の1・癸204の2・癸204の6（以上7筆について次の図に示す部分に

- 限る。)、字西ノ畦癸 181 の4、字城ノ下癸 200
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市河辺町北平 634、635、637 から 639 まで、6
41、643、654、655
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町北平 634・635・641・654 (以上4筆に
ついて次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8571、8595の1、85
95の3、8596、8599から8601まで、8603、8612の1、86
13の1、8614、8616の1、8616の4、8623の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字古味9928の1、9928の3
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町石畳5011の2、5012
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内1番耕地178番4から 同市川之内1番耕地193番6まで	旧	メートル 5.0~12.0 12.0~18.0	キロメートル 0.045 0.026	
			新	12.0~18.0	0.026	

○愛媛県告示第1285号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17八局西土第601号 平成17年6月13日	西予市宇和町皆田1455番、1456番、1457番、1458番、1459番、1460番、1461番、1462番、1464番、1465番、1466番、1468番、1469番1、1471番、1455番地先里道、1460番地先里道、1468番及び1471番地先水路、里道	八幡浜市松柏丙516番地 株式会社サンリード 代表取締役 清水 俊 三

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年6月10日	特定非営利活動法人 ボラーノえひめ	兵 頭 寛	松山市辻町2番20号	この法人は、地域社会に対して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進及び環境保全を図る活動等を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年6月10日	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブとも	永 和 良之助	松山市溝辺町甲119番地1	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等、福祉サービスを受けることを希望している人々に対して、その必要とする福祉サービスや援助を提供することや、福祉、保健に関する啓発行動を行うことにより、いかなる人もノーマルな生活が保障され、かつ人間としての尊厳が保持される社会の実現をめざすことを目的とする。

